



大型連休の過ごし方について

1、深夜はいかいと外出・水の事故について ※深夜はいかいは指導の対象です！

- (1) 夜間（22時以降）は外出しないこと。県条例により深夜徘徊は補導対象です。（保護者同伴でもダメです）
- (2) 外出は、行き先・帰宅時間を必ず家族に伝えること。友人や知人宅への外泊は禁止です。

※保護者は、事件・事故・深夜はいかい等の防止を図る為、ご子息の在宅を必ず確認してください。

- (3) キャンプ・ペンション・海・河川・魚釣りなどは友人同士だけで行かない。（必ず保護者や大人と行くこと）
遊泳禁止区域で泳がない。気象情報には注意し、波浪注意報等の発表時には泳がない、海や川に近づかない。
立ち入り禁止区域や危険な場所には行かないこと。

2、交通安全について

- (1) 重大事故の原因であるバイク・車の無免許運転・道路交通法違反・ツーリング・貸し借りはしない!!

※バイクは、免許取得から1年以内は二人乗り禁止です!!違反行為があった場合、同乗者も懲戒指導です!

- (2) 自転車の交通ルール・マナーを守る。（スマホ操作、イヤホン、無灯火）安全点検やヘルメット着用を。
- (3) 部活動等でも車輜を使用したり、学校・寮への保護者以外の送迎は懲戒指導の対象です。（寮生も同様）

3、問題行動の防止について

- (1) 飲酒・喫煙は行わない。同席や所持（他人の物も含）、電子タバコ等やノンアルコール等も懲戒対象です!
- (2) 「**薬物は絶対にダメ!**」大麻・危険ドラッグ・覚せい剤・シンナー等の薬物所持・乱用は絶対に行わない。
- (3) SNSなどで誹謗中傷にあたる行為・いじめ等はしない。出会い系サイト等へも関わらない。



4、身なりについて

休み期間に染髪・奇抜な髪型になる等、違反が無いようにすること。一度染髪した場合は、継続指導です。

5、アルバイトについて

- (1) 高校生のアルバイトは沖縄県条例により原則禁止です。やむを得ない理由でアルバイトをする必要のある生徒は、保護者の責任と承諾のもと、届け出を提出すること。居酒屋などは禁止です。
- (2) 午後10時までに帰宅できる時間に退勤し、安全性・健全性を十分考慮すること。